

川口市パブリック・コメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の基本的な政策又は制度（以下「政策等」という。）の策定の意思決定過程において、その案を公表し、広く市民等から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、その意見等を考慮して意思決定する一連の手続（以下「パブリック・コメント手続」という。）に関して必要な事項を定めることにより、市の政策等の策定の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参加を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び水道事業管理者をいう。

- 2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内の学校に在学する者
 - (5) 本市に対して納税義務を有するもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策

の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する
条項を除く。）

(3) その他実施機関が必要と認めるもの

（適用除外）

第4条 次に掲げる場合は、この要綱の規定を適用しない。ただし、第1号に該当する場合は、その理由を次条第3項の規定により公表するものとする。

(1) 迅速又は緊急を要するもの

(2) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの

(3) 法令その他の規程により、縦覧及び意見書の提出その他のパブリック・
コメント手続と同様の手続を行うもの

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直
接請求により議会に付議するもの

（政策等の案の公表等）

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前の適切な時期に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨及び目的並びに背景

(2) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点

(3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料

3 前2項の規定による公表は、市ホームページへの掲載並びに所管課及び市政情報コーナーでの閲覧の方法により行うものとする。

(案の公表の周知)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料（以下「政策等の案等」という。）の公表を開始する日以前に、当該パブリック・コメント手続の実施について周知するものとする。

2 前項の規定による周知は、広報紙への掲載の方法により行うものとする。

3 前項に規定する広報紙の掲載内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 政策等の案の名称及び概要
- (2) 政策等の案等の公表の時期及び意見募集期間
- (3) 政策等の案等の公表の方法
- (4) 政策等の案に対する意見等の提出方法
- (5) 所管課名

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から30日以上の期間を設けて、政策等の案についての意見等の提出を受けるものとする。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 書面の持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他の市民等であることを示す事項を明らかにするものとする。

(意思決定にあたっての意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を

公表するものとする。ただし、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等（案を修正しなかった意見等を含む。）に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合における当該修正内容
- (4) 意思決定された政策等

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（結果の公表の周知）

第9条 実施機関は、前条第2項の規定により同項各号に掲げる事項（以下「結果」という。）の公表をしたときは、その旨を周知するものとする。

2 前項の規定による周知は、広報紙への掲載の方法により行うものとする。

3 前項に規定する広報紙の掲載内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意思決定された政策等の名称
- (2) 結果の項目
- (3) 結果の公表の方法
- (4) 所管課名

（一覧表の作成等）

第10条 市長は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市ホームページへの掲載及び市政情報コーナーでの閲覧の方法により市民等に情報提供するものとする。

（実施責任者の設置）

第11条 実施機関は、この要綱に基づくパブリック・コメント手続の適正な実施を確保するため、パブリック・コメント手続実施責任者を定めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に關し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

(適用)

2 この要綱の規定は、計画の策定又は改定であるときは平成16年10月1日以降に実施するものから、条例の制定又は改廃の案の策定であるときは平成16年9月議会に提出するものから適用する。